

令和5年11月22日 15時30分

近畿地方整備局

### 建設業法第28条の規定に基づく監督処分について

近畿地方整備局は株式会社尚建ビルトに対して建設業法の規定に基づく営業停止処分を行いました。

#### 1. 処分対象業者

商号：株式会社尚建ビルト

#### 2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

#### 3. 処分理由

(株)尚建ビルトは、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と同法施行令第1条の2に定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。

このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当すると認められる。

<取扱い> \_\_\_\_\_

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

#### <問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局  
建政部 建設産業第一課

課長 征矢 道仁 (内線6141)  
課長補佐 小園 賢太郎 (内線6144)

電話 06-6942-1141(代)  
06-6942-1059(夜間直通)

## 建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

### 記

#### 1. 処分対象業者

商号：株式会社尚建ビルト  
許可番号等：国土交通大臣（般・特－5）第27030号  
代表者氏名：安田 尚浩  
本店所在地：大阪府大阪市中央区内本町2－3－8－605

#### 2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

##### 1) 期間

令和5年12月7日から令和5年12月16日までの10日間

##### 2) 停止を命ずる営業の範囲

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の区域内における  
とび・土工工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

#### 3. 処分理由

(株)尚建ビルトは、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と同法施行令第1条の2に定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。

このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当すると認められる。